

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2022年度）

住 所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号

事業者名 岩手県交通株式会社
代表者名 代表取締役会長 本田 一彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを20台導入する（2022～2023年度）	2022年度に於いて12台導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内外の案内装置の代替	バス車両車内外における視覚・聴覚による案内設備のメンテナンス・代替を行う。	2022年度は127両について案内設備の代替を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・路線案内と乗車補助 ・運賃支払いの効率化	・盛岡駅前バスのりばへ案内員を配置。乗車案内・補助を行う。 ・ICカードシステムの導入を進める。	・計画通り実施した。 ・2022年度は127両に導入した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	車内後方部からでも表示内容が確認できるよう、運賃表示機の代替を行う。	2022年度は127両を液晶運賃表示機に代替した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
従業員の接遇・知識の向上	高齢者・車いすの方へのバス利用時の対応等を学ぶ講習会に参加する。	2022年度においてコロナ禍の影響により、参加予定であったバリアフリー教室は中止となった。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
紙・電子媒体物の適時更新	ダイヤ改正時において、路線図やパソコン等のルート検索システムの更新を提示行う。	ダイヤ改正時に検索システムの更新を実施した。

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・盛岡市において2022年10月に新盛岡バスセンターに待合所と待合所内の時刻表等を表示するサイネージを整備していただきました。あわせて、盛岡市内主要バス停にも時刻表等を表示するサイネージを整備していただきました。
・メール、電話で寄せられた利用者様からのご意見を社内で共有し、取り組みの改善に活用致しました。

- (3) 報告書の公表方法

当社ホームページに掲載

- (4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数				計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの	計		うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	
															計
前年度車 両数	410	271	68	203	0	0	0	139	135	2	0	4	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	14	14	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	39	14	1	13	0	0	0	25	25	0	0	0	0	0	
年度末車 両数	385	271	79	192	0	0	0	114	110	2	0	4	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。